

和泉市立図書館雑誌オーナー制度実施要綱

施行 平成 24 年 8 月 1 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 9 月 7 日
改正 令和 7 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和泉市立図書館条例第2条に定める図書館（以下「市立図書館」という。）における雑誌オーナー制度（以下「オーナー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 オーナー制度の導入により、市立図書館においてより多くの雑誌を収蔵し、市民に対するサービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 オーナー制度とは、市立図書館にて提供する雑誌について、広告の掲示を希望する者（以下「オーナー」という。）が代金を負担し、寄贈することをいう。

2 オーナーは、申請に際し、購入する雑誌最新号カバーの表面にオーナー名を、裏面および雑誌架に広告を掲示することができる。

3 雑誌の設置場所、保存・廃棄等については市立図書館が決定する。

4 雑誌の紛失や盗難、自然災害等によって当該雑誌が市立図書館内で提供できない場合は、広告掲示も中断するものとする。

(資格要件)

第4条 オーナー制度の対象は、個人及び企業、商店、団体とする。

2 申請者が、次に掲げる事業者に係るものであるときは、雑誌オーナーの対象としない。掲載期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種

(2) 大阪府青少年健全育成条例(昭和59年大阪府条例第4号)の規定により規制を受ける業種その他これに類する業種

(3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

(4) 武器等の製造業又は武器等の販売業

(5) たばこ製造業又はたばこ卸売業

(6) ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじを除く。)

(7) 投機的商品に関する業種

(8) 債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種

(9) 占い又は運勢判断に関する業種

(10) 興信所又は探偵事務所等

(11) 私的な秘密事項の調査に関する業種

(12) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(14) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び

特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

- (15) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (16) 広告の内容に関する法令に違反している事業者
- (17) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者
- (18) 問い合わせ先や連絡先が個人宅固定電話番号又は携帯電話番号となっている事業者等(和泉市の指名登録業者は除く。)
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告掲示の対象とすることが適当でないと市立図書館の長(以下「館(室)長」という。)が認めるもの

(契約期間)

第5条 契約の期間は、雑誌が市立図書館に納入される月から当該年度末までとする。

- 2 期間満了の3か月前までに、市立図書館またはオーナーいずれかの解約の意思表示がない場合は継続するものとし、その後も同様とする。
- 3 オーナーが契約期間中に解除を申し出、市立図書館がこれを受理した場合、購入代金の返却は行わないこととする。

(広告の内容)

第6条 オーナーは、掲示する広告の内容について、事前に市立図書館に提出しなければならない。

- 2 広告の内容は、別に定める基準に照らし、市立図書館の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(広告掲示期間)

第7条 広告の掲示は、原則として契約期間内に納入されたもので、次号が出版されるまでの間とする。ただし、隔月刊、季刊の雑誌については、市立図書館での最新号としての扱いが受入後1か月間となるため、最新号カバー裏面の広告掲示期間は年間換算で隔月刊が6か月間、季刊が4か月間となる。

(オーナーの募集)

第8条 オーナーの募集については、館(室)長が募集要項に別途定める。

(オーナーの選定及び広告の内容審査)

第9条 申請があった際、館(室)長は和泉市の関係法規に照らし、オーナーの選定及び広告内容の審査を行う。

- 2 館(室)長は、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、修正・削除等が必要な場合は、オーナーに依頼することができる。

3 オーナーは、正当な理由がない場合は、前項の修正・削除等の依頼に応じなければならない。

(報告及び承認)

第10条 館(室)長は、オーナーの選定結果及び広告内容の審査結果について、和泉市教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。

(広告掲示の責務)

第11条 オーナーは、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、オーナー制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。